

議案第 55 号

かすみがうら市森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する
条例の制定について

かすみがうら市森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例を次の
とおり制定する。

令和元年 9 月 3 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する
条例

(設置)

第 1 条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号。
以下「法」という。）に基づき、次に掲げる施策に必要な財源を確保するた
め、かすみがうら市森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置す
る。

(1) 本市の区域内に存する森林（以下「森林」という。）の整備に関する
施策

(2) 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能
に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する
施策

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、法第 27 条の規定により譲与を受ける森

林環境譲与税の額に相当する額として予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上の必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。